



登録品種の種苗は適正に利用しましょう！

かんきつ、米、いちご、さといも、花などの登録品種は、育成した人の許可なしに利用することができません。（種苗法で禁止されています。）

○種苗法に違反すると・・・

育成者権者への許諾を怠ると、刑事罰を科せられたり、民事請求を受ける場合があります。

- ・10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)
- ・当該品種の生産・販売差し止め
- ・無断利用によって育成者権者が被った損害賠償
- ・無断利用によって育成者権者が被った信用低下を回復するための措置

○種苗法を守るために・・・

- ・種苗は、JAや種苗業者など、適正なルートで購入しましょう。
- ・自家増殖した種苗、穂木を他人に譲るのは厳禁です。

種苗法とは

登録品種を育成した人(育成者権者)の権利を保護するための法律です。育成者権者以外の方が、この品種を利用(生産、譲渡等)する場合は、育成者権者の許可が必要です。

登録品種を作りたい！

愛媛県との許諾契約事業者(種苗業者、JA等)

愛媛県と許諾契約を締結していない
種苗業者、園芸店、JA等

登録品種の種苗購入

農業者等

植え付け、は種

自己の経営地で栽培

自家増殖
OK

収穫物

出荷 OK

市場、
直売所等

穂木や種子

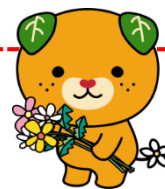
ダメ！



他の農家等

※愛媛果試第48号(紅プリンセス)は、
許諾事業者→生産者への直接譲渡に
限っています。





登録品種は貴重な財産です。

愛媛オリジナル品種を

適切に利用しましょう！



愛媛オリジナル品種は、長い年月をかけて育成した愛媛県の財産です。

県外や国外に品種が流出した場合、実影響を受けるのは愛媛の産地、本県生産者の皆様です。また、一度流出してしまうと、流出前の状態に戻すことは困難です。1人1人が知的財産を適切に取り扱い、愛媛の品種・ブランドを守りましょう！

表 愛媛県が育成した登録品種(かんきつ5品種、水稻・野菜等10品種)

品目	品種名	品種登録年月日	種苗の譲渡範囲	備考
かんきつ	愛媛果試第28号	平成17年3月23日	県内のみ	商標(全農):紅まどんな
	ひめのか	平成18年7月13日	県内のみ	
	甘平	平成19年8月7日	県内のみ	商標:愛媛QUEENスプラッシュ
	媛小春	平成20年10月16日	県内のみ	
	愛媛果試第48号	令和4年6月9日	県内のみ	自家増殖にかかる同意書を提出していただきます。
水稻	しずく媛	平成22年2月19日	県内のみ	
	媛育71号	平成30年1月30日	県内のみ	
	ひめの凜	令和4年8月25日	県内のみ	
いちご	あまおとめ	平成21年2月24日		
	紅い雫	平成29年3月1日	県内のみ	
そらまめ	愛のそら	平成21年6月25日		
さといも	愛媛農試V2号	平成20年2月22日	県内のみ	商標(全農):伊予美人
	媛かぐや	平成22年3月17日		
やまのいも	やまじ王	平成21年7月31日	県内のみ	
デルフィニウム	さくらひめ	平成27年2月18日	愛媛、北海道のみ	

令和6年3月現在

問い合わせ先: 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
 愛媛県農林水産部 農業振興局 農産園芸課 研究企画係
 電話: 089(912)2559 FAX: 089(912)2564

